

平成 28 年 3 月 7 日

被災中小企業復興支援リース補助事業の申請受付期間を延長します

～被災地での事業再開を引き続き応援します～

経済産業省は、東日本大震災により被災した中小企業者の事業再開をさらに促進するため、「被災中小企業復興支援リース補助事業」の申請受付期間を延長します。

1. 経緯

経済産業省では、東日本大震災により設備等を被災し債務を抱えた中小企業者の二重債務負担の軽減を図るため、平成 23 年度第 3 次補正予算により、被災中小企業者が再度リースにより設備等を導入する場合のリース料の一部を補助する「被災中小企業復興支援リース補助事業」を実施しており、多くの中小企業者に活用されています。

今般、被災中小企業者の事業再開をさらに促進する観点から、申請受付期間を延長することといたします。なお、今般の延長では、被災地の状況を踏まえ、平成 28 年 4 月 1 日以降に締結されるリース契約について、補助金の対象を一部縮小することといたします。

2. 改正内容

①補助事業の対象となるリース契約期間を 2 年延長します。

<改正前>

平成 28 年 3 月 31 日までの間に締結されたリース契約

<改正後>

平成 30 年 3 月 31 日までの間に締結されたリース契約

※対象となるリース物件の使用開始日(借受日)から 60 日以内(最終期限は平成 30 年 5 月 31 日)に、指定リース事業者が補助金交付申請手続きを行うことが必要です。

②補助対象となる設置場所の縮小

<改正前>

特定被災地域内

<改正後>

岩手県、宮城県、福島県の各県全域内

※この他、申請時の提出書類が一部変更となります。

なお、本制度の御利用に当たっては、下記まで御相談ください。

日本商工会議所 中小企業振興部(復興リース担当)

電話:03-3283-7819 HP:<http://www.fukkolease.jp/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務流通保安グループ 消費経済企画室長 伊藤

担当者: 井上

電話:03-3501-1511(内線 4281) / 03-3501-1905(直通)

03-3501-6646(FAX)